

滋 医 政 第 8 2 5 号  
令和2年(2020年) 7月29日

一般社団法人滋賀県医師会長  
一般社団法人滋賀県病院協会  
一般社団法人滋賀県薬剤師会長  
県内市町長

} 様

滋賀県健康医療福祉部長  
(公 印 省 略)

医療機関等継続・再開支援事業費補助金交付要綱の制定および医療機関等  
継続・再開支援事業の実施について

平素は、本県の保健医療行政の推進に、格別の御理解と御協力を賜り厚くお礼  
申し上げます。

この度、標記補助金交付要綱を別添のとおり制定しましたので、御承知いた  
とともに、関係機関等への周知をお願いいたします。

なお、今年度当該補助事業を活用される場合には、あらかじめ担当まで連絡  
するようにあわせて周知をお願いいたします。

滋賀県健康医療福祉部医療政策課

感染症対策室管理係 担当：高木、丹羽

TEL 077-528-3578 FAX 077-528-4866

E-mail: coronataisaku11@pref.shiga.lg.jp

## 医療機関等継続・再開支援事業費補助金交付要綱

### (通則)

第1条 知事は、新型コロナウイルス感染により休業・診療縮小を余儀なくされた医療機関および薬局（以下、「医療機関等」とする。）への支援について、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては滋賀県補助金等交付規則（昭和48年滋賀県規則第9号。以下「規則」という。）に規定するもののほか、この要綱の定めるところによる。

### (補助の目的)

第2条 この補助金は、新型コロナウイルス感染により休業・診療縮小を余儀なくされた医療機関等に対して、継続および再開の支援を行うことにより、地域において必要な診療等の機能を維持することを目的とする。

### (補助対象事業)

第3条 補助の対象は、新型コロナウイルス感染により、休業・診療縮小を余儀なくされた医療機関等が継続や再開する際に必要な設備整備等の事業とする。

### (補助金の額)

第4条 この補助金の交付額は、次により算出するものとする。ただし、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合はこれを切り捨てるものとする。

(1) 次の表の第1欄に定める項目ごとに、第2欄に定める基準額と第3欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定する。

(2) (1)により選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に2分の1を乗じて得た額を交付額とする。

1. 項目	2. 基準額	3. 対象経費	4. 補助率
HEPA フィルター付 空気清浄機の設置	1台当たり 905千円  ※医療機関1か所当 たり2台、薬局は1か 所当たり1台が上限	使用料および賃 借料、備品購入費	1 / 2
消毒に要する経費	1施設当たり 600千円	需用費(消耗品費) 、委託料	1 / 2

(交付申請)

第5条 規則第3条に規定する補助金の交付申請は、別紙様式第1号による申請書を、同申請書に記載する関係書類を添えて知事が別に定める日までに提出するものとする。

(交付の条件)

第6条 規則第5条に規定する条件は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 事業の内容を変更（軽微な変更を除く。）する場合には、知事の承認を受けなければならない。
- (2) 事業を中止または廃止する場合には、知事の承認を受けなければならない。
- (3) 事業が予定の期間内に完了しない場合または事業の遂行が困難となった場合には、速やかに知事に報告してその指示を受けなければならない。
- (4) 事業により取得し、または効用の増加した価格が単価30万円以上の機械、器具およびその他の財産については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過するまで、知事の承認を受けないでこの補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸付け、担保に供し、または廃棄してはならない。
- (5) 知事の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部または一部を県に納付させることがある。
- (6) 事業により取得し、または効用の増加した財産については、事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図らなければならない。
- (7) 事業に係る証拠書類等の管理については、収入および支出を明らかにした帳簿を備え、事業にかかる歳入および歳出について証拠書類を整理し、かつ、当該帳簿および証拠書類を補助金の額の確定の日（事業の中止または廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しておかなければならない。

ただし、事業により取得し、または効用の増加した財産がある場合は、前記の期間を経過後、当該財産の財産処分が完了する日、または補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過する日のいずれか遅い日まで保管しておかなければならない。

- (8) 事業完了後に、消費税および地方消費税の申告により、当該補助金に係る消費税および地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合（仕入控除税額が0円の場合を含む。）は、別紙様式第4号により速やかに、遅くとも補助事業完了日の属する年度の翌々年度6月30日までに知事に報告しなければならない。  
また、当該補助金に係る仕入控除税額があることが確定した場合には、当該仕入控除税額を県に返還しなければならない。
- (9) 当該補助金の交付と対象経費を重複して、他の補助金等の交付を受けてはならない。

(変更申請)

第7条 この補助金の交付決定後の事情の変更により申請の内容を変更する場合には、別紙様式第2号による申請書を、同申請書に記載する関係書類を添えて、速やかに提出するものとする。

(実績報告等)

第8条 規則第12条に規定する実績報告は、別紙様式第3号による報告書を、同報告書に記載する関係書類を添えて、事業完了後1月以内または翌年度4月10日のいずれか早い日までに知事に提出するものとする。

(標準事務処理期間)

第9条 標準事務処理期間は次のとおりとする。

- (1) 規則第4条の規定による補助金等の交付決定は、規則第3条の規定による申請があった日から起算して30日以内に行うものとする。
- (2) 知事は、補助金の変更交付申請があったときは、申請書を受理した日から起算して14日以内に変更交付決定を行うものとする。
- (3) 規則第13条の規定による額の確定は、第8条の規定による実績報告があった日から起算して30日以内に行うものとする。

(検査)

第10条 知事は、補助事業者に対して、必要に応じて事業の実施にかかる資料の提供等の協力を求めることができるものとする。また、補助金等にかかる予算の適正な執行を図るため必要があると認めるときは、補助事業者に対して実地に検査をすることができる。

(付則)

この要綱は、令和2年7月29日から施行し、令和2年度の補助金について適用する。  
なお、令和2年4月1日以降の事業に適用する。

様式第 1 号

医療機関等継続・再開支援事業費補助金交付申請書

番 号  
年 月 日

(宛先)

滋賀県知事

申請者 住所  
氏名 印

年度における医療機関等継続・再開支援事業費補助金について、金  
円を交付されるよう滋賀県補助金等交付規則第 3 条の規定に  
より、次の関係書類を添えて申請します。

(関係書類)

1. 経費所要額調 (別紙 1)
2. 事業計画書 (別紙 2)
3. 歳入歳出予算書 (見込書) の抄本
4. その他参考となるべき書類

様式第2号

医療機関等継続・再開支援事業費補助金変更交付申請書

番 号  
年 月 日

(宛先)  
滋賀県知事

申請者 住所  
氏名 印

年度における医療機関等継続・再開支援事業費補助金については、  
年 月 日付け 第 号により交付決定を受けましたが、  
その後の事情の変更により、交付額を変更されたく申請します。

1. 今回追加交付（一部取消）申請額	金	円
内訳    既交付決定額	金	円
変更後所要額	金	円

2. 変更を必要とする理由

(関係書類)

1. 経費変更所要額調 (別紙1)
2. 事業計画書 (別紙2)
3. 歳入歳出予算書の抄本
4. その他参考となるべき書類

様式第3号

医療機関等継続・再開支援事業費補助金実績報告書

番 号  
年 月 日

(宛先)  
滋賀県知事

申請者 住所  
氏名 印

年 月 日付け 第 号で交付決定通知のあった  
年度医療機関等継続・再開支援事業費補助金について、滋賀県補助金等交付  
規則第12条の規定により、その実績を関係書類を添えて報告します。

(関係書類)

1. 経費所要額精算書 (別紙1)
2. 事業実績報告書 (別紙2)
3. 歳入歳出決算書(見込)の抄本
4. 契約書の写し、納品書の写し
5. その他参考となる資料

様式第4号

番 号  
年 月 日

(宛先)  
滋賀県知事

申請者 住所  
氏名 印

年 月 日付け 第 号で交付決定通知のあった  
年度医療機関等継続・再開支援事業費補助金にかかる消費税仕入控除税額に  
ついて、交付要綱第7条(8)の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

1. 年 月 日付け 第 号による補助金の額の確定通知額

円

2. 消費税の申告により確定した消費税仕入控除税額

円

注 2の金額の積算の内訳等参考となる書類を添付のこと



経費所要額調

医療機関名:

事業区分	総事業費 (A)	寄付金その他の収入額 (B)	差引額 (A)-(B)=(C)	対象経費の 支出予定額 (D)	基準額 (E)	選定額 (F)	県補助 基本額 (G)	県補助 所要額 (H)	備考
医療機関等継続・再開 支援事業費補助金	円	円	円	円	円	円	円	円	
合計									

(注)1 「選定額」欄は、(D)と(E)とを比較して少ない方の額を記入すること。

2 「県補助基本額」欄は、(C)と(F)とを比較して少ない方の額に補助率1/2を乗じて得た額を記入すること。ただし、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合にはこれを切り捨てるものとする。

様式第1号(別紙2) 事業計画書

医療機関名： ( )

●休業または縮小の概要

休業・縮小		期間(予定)	
理由			
再開・継続に向けての計画			

●事業概要

項目	台数	対象設備の 1台あたりの 金額(円)	対象経費の 支出予定額 (円)	内容	備考
HEPAフィルター付空気 清浄機	3	200,000	600,000	診療再開のために、待合室に空気 清浄機を設置し、感染拡大防止対 策を図る。	例示
消毒経費			0		
合計		200,000	600,000		

【記入要領】

1. 休業・縮小：「休業」または「縮小」をから選択してください。
2. 期間：休業または診療を縮小する期間を記入してください。
3. 理由：休業または診療を縮小する理由を記入してください。（従事者が新型コロナウイルス感染症に感染したことに伴う休業等が必要です。）
4. 再開・継続に向けての計画：今後、再開および資料継続するために事業計画を記入してください。
5. 内容：診療再開等に向けて項目が必要な理由を記入願います。
6. 備考：必要に応じて補足情報を記入してください。

経費変更所要額調

医療機関名:

事業区分	総事業費 (A) 円	寄付金その他の収入額 (B) 円	差引額 (A)-(B)=(C) 円	対象経費の 支出予定額 (D) 円	基準額 (E) 円	選定額 (F) 円	県補助 基本額 (G) 円	県補助 所要額 (H) 円	備考
医療機関等継続・再開 支援事業費補助金									
合計									

(注)1 「選定額」欄は、(D)と(E)とを比較して少ない方の額を記入すること。

2 「県補助基本額」欄は、(C)と(F)とを比較して少ない方の額に補助率1/2を乗じて得た額を記入すること。ただし、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合にはこれを切り捨てるものとする。

様式第2号(別紙2) 事業計画書

医療機関名： ( )

●休業または縮小の概要

休業・縮小		期間(予定)	
理由			
再開・継続に向けての計画			

●事業概要

項目	台数	対象設備の1台あたりの金額(円)	対象経費の支出予定額(円)	内容	備考
HEPAフィルター付空気清浄機	3	200,000	600,000	診療再開のために、待合室に空気清浄機を設置し、感染拡大防止対策を図る。	例示
消毒経費			0		
<b>合計</b>		200,000	600,000		

【記入要領】

1. 休業・縮小：「休業」または「縮小」をから選択してください。
2. 期間：休業または診療を縮小する期間を記入してください。
3. 理由：休業または診療を縮小する理由を記入してください。（従事者が新型コロナウイルス感染症に感染したことに伴う休業等が必要です。）
4. 再開・継続に向けての計画：今後、再開および資料継続するために事業計画を記入してください。
5. 内容：診療再開等に向けて項目が必要な理由を記入願います。
6. 備考：必要に応じて補足情報を記入してください。

経費所要額精算書

医療機関名:

事業区分	総事業費 (A)	寄付金その他の収入額 (B)	差引額 (A)-(B)=(C)	対象経費の支出額 (D)	基準額 (E)	選定額 (F)	県補助基本額 (G)	県補助所要額 (H)	国庫補助所要額 (I)	備考	差引過△不足額 (J)-(H)=(K)
	円	円	円	円	円	円	円	円	円		
医療機関等継続・再開 支援事業費補助金											
合計											

(注)1 「選定額」欄は、(D)と(E)とを比較して少ない方の額を記入すること。

2 「県補助基本額」欄は、(C)と(F)とを比較して少ない方の額に補助率1/2を乗じて得た額を記入すること。ただし、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合にはこれを切り捨てるものとする。

様式第3号(別紙2)事業実績報告書

医療機関名： ( )

●休業または縮小の概要

休業・縮小		期間	
再開・継続後の状況			

●事業概要

項目	台数	対象設備の 1台あたりの 金額(円)	対象経費の 支出額 (円)	結果	備考
HEPAフィルター付空気 清浄機	3	200,000	600,000	診療再開のために、待合室に空気清 浄機を設置し、感染拡大防止対策を 図ることができた。	例示
消毒経費			0		
<b>合計</b>		200,000	600,000		

【記入要領】

1. 休業・縮小：「休業」または「縮小」をから選択してください。
2. 期間：休業または診療を縮小した期間を記入してください。
3. 再開・継続後の状況：当該事業実施により、診療を再開または継続した状況を記入してください。
4. 結果：診療再開等に向けて項目を実施した結果を記入願います。
5. 備考：必要に応じて補足情報を記入してください。